

奈良県立医科大学医学部医学科同窓会会則施行細則

第1回施行細則改正	平成3年6月22日
第2回施行細則改正	平成4年6月13日
第3回施行細則改正	平成6年6月11日
第4回施行細則改正	平成12年6月17日
第5回施行細則改正	平成15年6月28日
第6回施行細則改正	平成19年6月25日
第7回施行細則改正	平成22年9月4日
第8回施行細則改正	平成28年2月6日
第9回施行細則改正	平成30年6月16日

1 会 費

1. 正会員及び客員正会員は会費として毎年10,000円を納入する。
2. 準会員は入学と同時に、入会金として30,000円を納入する。

2 終身会費

1. 正会員は卒後6年間に、客員正会員は入会后6年間に200,000円を納入することにより、これを終身会費とすることができる。
2. 卒後6年を経過した正会員及び入会后6年を経過した客員正会員については、納入された会費が総計220,000円であれば、これを終身会費納入者とすることができる。

3 各種助成

同窓会事業の一つとして次に記載の行事などに援助を行う。

1. 新入学生オリエンテーション
2. 体育・文化部新入学生歓迎懇親会
3. 白樫生祭
4. 卒業生謝恩会
5. 体育会
6. 文化会
7. 厳樞賞
8. 厳樞学術奨励賞
9. 白衣授与式
10. その他

4 慶弔内規

1. 会員が破格の栄誉を受けた場合は、理事会にて協議の上、祝金50,000円を贈り祝意を表するものとする。
2. 会員が相応の栄誉を受けた場合は、理事会にて協議の上、祝金30,000円を贈り祝意を表するものとする。
3. 会員が団体として相応の栄誉を受けた場合は、理事会にて協議の上、祝金30,000円を贈り祝意を表するものとする。
4. 会員が逝去した場合は、役員の会葬、または弔電などにより哀悼の意を表し、会報にて全会員に通知する。また通常総会において、当年度の逝去会員に哀悼の意を表す。
5. 終身会費納入者及び規程の年会費納入者が逝去した場合は、供花をおくる。
6. 慶弔に関し会員相互で本会の名称を利用する場合は、出来るだけ速やかに事務局に通知する。
7. (補足) 慶弔内規における破格の栄誉とは日本全国又はそれ以上を対象とした表彰、又はこれに準じた栄誉を意味し、相応の栄誉とは地域に於ける表彰、又はこれに準じた栄誉を意味する。

5 本施行細則は平成30年6月16日より実施する。